

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： インボイス制度の導入へ向けて

消費税の仕入税額控除の方式として2023年10月1日より適格請求書等保存方式（「インボイス制度」）が導入されます。買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けたインボイスの保存が必要になります。

インボイスの記載事項

現行の請求書記載項目に、下線項目が追加されますので、売手はレジ改修等の事前準備が必要です。

1. インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号（＝登録事業者のみが発行可能）
2. 取引年月日
3. 取引内容
4. 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
5. 消費税額等（＝免税事業者は発行不可）
6. 交付を受ける事業者の氏名又は名称（不特定多数に対して販売を行う小売業等は記載省略可）

今後のスケジュール

時期	制度・手続き	インボイスのない 仕入に係る仕入税額控除
2021年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● インボイス発行事業者の登録申請開始 ● 2023年3月31日までに登録申請書を税務署へ提出（売手が制度開始時から登録を受ける場合） ● 税務署による審査後、登録・通知・公表 ● 通知される登録番号は「T+法人番号」 ● 公表情報はインターネットにて確認可能 	【100%控除】 = 現行
2023年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● インボイス制度導入 ● インボイスの交付義務（売手） ● 交付したインボイス写し保存義務（売手） ● 帳簿および受領したインボイス保存義務（買手） ● 経過措置を受ける旨の帳簿記載義務（買手） ● 電子インボイス保存可能（売手・買手） 	≪経過措置（6年間）≫ 2023年10月1日～ 2026年9月30日 【80%控除】 ↓ 2026年10月1日～ 2029年9月30日 【50%控除】
2029年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● インボイス制度の経過措置終了 	【0%控除】

お見逃しなく！

インボイスを発行しない事業者や個人からの仕入や不動産購入等がある場合には、消費税の負担が増加する可能性があります。

簡易課税制度適用事業者の場合、現行同様インボイス不要で特例計算による仕入税額控除が可能です。取引相手方の求めに応じてインボイスを交付する場合には登録が必要です。